

和歌山県・市町村行政DX推進による行政経営変革支援業務仕様書

1. 業務委託の名称

和歌山県・市町村行政DX推進による行政経営変革支援業務

2. 業務の目的

本県では、少子化・人口減少、大規模災害・感染症、社会全体のデジタル化など、中長期的な変化・リスクに的確に対応するため、令和4年4月に「和歌山県庁DX推進本部」を、同5月に「市町村DX推進部会」を新設し、『行政のあり方を全面的にデジタルを前提としたものへと移行する』DXを、県・市町村が一体となって推進することとした。これは、県と市町村が連携して、DX推進による行政経営変革を目指すものである。

この経緯から、令和5年度は、DX推進に係る市町村職員の認識共有・機運醸成を図り、各団体の現状把握と課題整理を行うことで、各団体のDXと県・市町村連携の促進を目指すことを目的として、「市町村行政DX推進に係る人材確保・育成支援業務」を実施し、各市町村のDX推進に係る現状と県・市町村連携におけるニーズを明らかにした。

令和6年度は、伴走コンシェルジュ配置による各団体の状況に応じた伴走支援、チャットツールの導入による非同期の相談・助言とコミュニティ醸成を開始し、4名のプロデューサーの企画・立案支援の下、「人づくり」「組織づくり」「仕組みづくり」の3つの専門分野と振興局単位の広域連携における県・市町村連携の基盤整備が促進された。その結果、9割の自治体が共創・協働を行う自立的な段階に達したとアセスメント結果を踏まえて評価されており、地域及び分野に基づいたより強固な連携基盤を確立することが求められている。また、チャットツール等の活用促進により、従前より効率的かつ効果的な共創・協働の前提条件も確立しつつあることも確認され、県内自治体が支援し合う事例もできつつある。

そこで、本業務では、過去2年間の事業の経緯も踏まえ、県・市町村が連携を取りながら共創できる基盤づくりを行い、「自治体DX全体手順書【第3.0版】」（総務省）、「人材育成・確保基本方針策定指針」（総務省）、「オープンデータ基本指

針」(IT 本部・官民データ活用推進戦略会議)等の政府の方針における、県と市町村の役割として期待されることを重点分野とした上で、D X 推進による行政経営変革と重点分野において、県・市町村職員の共創・協働に係る認識共有・機運醸成を図り、各団体、地域及び分野の現状把握と課題整理を行うことで、各団体の段階的な自立的取組と県・市町村の共創・協働の更なる促進を目指すことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 業務内容

(1) 総合プロデューサー、専門プロデューサー及び専属アドバイザー等の配置

ア 総合プロデューサーの配置

和歌山県庁 D X 推進本部及び市町村 D X 推進部会への総合支援・調整及び次年度の市町村行政 D X 推進事業への提案の監修を目的として、次の要件を満たす人材を総合プロデューサーとして 1 名程度配置すること。

(ア) IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が実施する情報処理技術者試験

(以下「IPA 試験」という。)における基本情報技術者試験または情報セキュリティマネジメント試験以上のレベルの試験に合格していること。

(イ) 行政、地域、社会のデジタル化及び行政経営全般に対して高い知見と技術を持ち、各種デジタル化を総合的に統括する役職で、実際の行政経営及びデジタル化に係る実務に従事した実績があること。また、本業務において既存の行政経営のあり方に捉われない発想を県・市町村に提供し、実践すること。

(ウ) 行政、地域、社会のデジタル化に係る都道府県・市町村連携に係る事業を企画・設計し、統括的な立場で市町村支援に従事した実績があること。

イ 専門プロデューサーの配置

本業務の重点分野における県と市町村の共通方針の検討を促進し、各分野の市町村へのアセスメント、認識共有・機運醸成及び次年度に向けた方針の検討・提案を行うことを目的として、次の要件を満たす人材を専門プロデュ

ーサーとして各1名(合計3名)配置すること。なお、1名が複数の専門プロデューサーを兼任することは認めない。

(ア) 行政経営変革・人づくり担当

- i. IPA 試験における基本情報技術者試験または情報セキュリティマネジメント試験以上のレベルの試験に合格していること。
- ii. 行政経営と人材育成に係る高い知見と技術を持ち、地方自治体の行政経営部門に従事した実績があること。
- iii. 行政のデジタル化における都道府県・市町村連携に係る事業において、アドバイザー等の役割で市町村支援に従事した実績があること。また、行政職員に対して人材育成の観点から研修を行った実績があること。

(イ) サービスデザイン・組織づくり担当

- i. IPA 試験における基本情報技術者試験または情報セキュリティマネジメント試験以上のレベルの試験に合格していること。
- ii. サービスデザインに係る高い知見と技術を持ち、地方自治体においてサービスデザインに係る業務に従事した実績があること。
- iii. 行政のデジタル化における都道府県・市町村連携に係る事業において、アドバイザー等の役割で市町村支援に従事した実績があること。

(ウ) テクノロジ・仕組みづくり担当

- i. IPA 試験における応用情報技術者試験に合格していること。
- ii. 情報システムまたはデータ利活用に係る高い知見と技術を持ち、地方自治体において情報システムまたはデータ利活用に係る業務に従事した実績があること。
- iii. 行政のデジタル化における都道府県・市町村連携に係る事業において、アドバイザー等の役割で市町村支援に従事した実績があること。

ウ 専属アドバイザーの配置

「県・市町村の共創・協働の促進に係る業務」と「市町村へのオンライン支援」を行うことを目的として、次の要件を満たす人材を専属アドバイザーとして2名以上配置すること。

(ア) IPA 試験における情報セキュリティマネジメント試験または IT パスポ

ート試験以上のレベルの試験に合格していること。

(イ) 行政、地域、社会のデジタル化について広範な知見を持ち、総合的なコンサルティング技術と整理された自治体の課題や価値を実現するための社会関係資本をコーディネートできること。

(ウ) 行政のデジタル化における都道府県・市町村連携に係る事業において、アドバイザー等の役割で市町村支援にあたった実績があること。

エ 業務マネジャー及び業務スタッフの配置

次の要件を満たす人材を業務マネジャーとして1名、業務スタッフとして3名程度配置すること。なお、業務マネジャーは業務スタッフを統括し、県との業務に関する連絡・調整をする役割も担うこととする。

(ア) IPA 試験における IT パスポート試験以上のレベルの試験に合格していること。

(イ) チャットツール、オンライン会議ツール等のソリューションを用いて、各プロデューサー、専属アドバイザーと県・市町村等との連絡調整及び各種事務にあたる能力を有すること。

(ウ) 行政のデジタル化における都道府県・市町村連携に係る事業において、市町村支援または業務補助にあたった実績があること

(2) 県・市町村の共創・協働の促進に係る業務

ア テーマに基づく取組

(ア) テーマに基づくオンラインよろず相談

- i. 対象：希望する市町村
- ii. 内容：各市町村のニーズを踏まえて設定する具体的なテーマ別に参加希望市町村を募って実施すること
- iii. 回数：年3回(各2時間)×6テーマの合計18回程度
- iv. 方法：オンライン会議ツールを活用して開催
- v. 備考：チャットツールを活用し、年間を通じてテーマごとの相談・助言に対応すること

イ 地域に基づく取組

(ア) 振興局単位のオンラインよろず相談

- i. 対象：各振興局管内の市町村
- ii. 回数：年2回(各2時間)×6振興局の合計12回程度
- iii. 方法：オンライン会議ツールを活用して開催
- iv. 備考：

(i)海草及び那賀振興局は1単位とみなす

(ii)チャットツールを活用し、年間を通じて地域ごとの相談・助言に対応すること

(イ) 合同研修会の実施支援

i. 対象：30市町村

ii. 回数：年1回

iii. 方法：県内の会場においてオフライン開催

iv. 備考：内容については、県と協議して決めること

(3) 市町村における個別取組への支援

ア チャットツールを活用した相談・助言

(ア) 対象：30市町村

(イ) 方法：チャットツールを活用し、年間を通じて市町村ごとの相談・助言に対応すること。

イ 県指定市町村への個別オンラインよろず相談

(ア) 対象：県が指定する2市町村

(イ) 回数：年最大6回(各1時間程度)

(ウ) 方法：オンライン会議ツールを通じて実施

ウ 市町村における個別取組への支援において、専属アドバイザーは以下の役割を担う。

(ア)情報共有：DXに係る情報や事例を共有すること

(イ)課題整理：DXに係る市町村の課題を整理すること

(ウ)要求・要件定義：DXに係る市町村の要求・要件を定義すること

(エ)相談・助言：市町村のDXの取組について相談・助言をすること

(オ)コーディネート：各専属アドバイザーが有する専門性やネットワークを活かし、市町村が求める人材(制度活用支援含む)や企業・団体とのマッチング等をコーディネートすること

(カ)上記も踏まえた各市町村のDXに係る支援の進捗把握

(キ)なお、市町村への個別研修は本業務に含まない

(4) ナレッジベースの構築

ア 対象：県・市町村のすべての職員

イ 県・市町村の共創・協働を加速するため、県・市町村の保有する様々な知見や情報を自律的に共有し、蓄積する仕組み「ナレッジベース」のプロトタイプを県と協議の上、構築すること。ナレッジベースは、県・市町村からインター

ネット経由でアクセスし、それぞれが情報を公開しあい、お互いで確認できる仕組みとすること。

(5) 次年度の市町村行政D X推進事業への提案等

ア 県・市町村共通方針の策定支援

イ 次年度の市町村行政D X推進事業に係る提案

(ア) 次年度（令和8年度）の市町村行政D X推進事業に係る提案を行うこと。

(イ) 提案に向けた重点分野に係る市町村の現状把握と評価を行うこと。

(ウ) 重点分野に係るアセスメントシートを作成すること。

(エ) アセスメントシートの内容は、デジタル化全般と重点分野に係る内容を中心に県と協議の上、確定すること。

(オ) 各市町村への記入依頼と回収を行うこと。なお、記入依頼にあたっては、県とともに、アセスメントシートの趣旨や活用方法等を各市町村に丁寧に説明すること。

ウ その他

(ア) 総合プロデューサー又は専門プロデューサーは必要性和専門分野に応じて、市町村D X推進部会等に出席すること。

(イ) 受託者は業務にあたり、県、市町村の担当者及び業務関係者が参加するチャットツールを活用し、コミュニティ醸成に努めること。

(6) 自由提案

本業務の遂行に合わせて実施することで、相乗効果が見込める提案がある場合は、積極的に自由提案すること。

5. 業務責任者の設置と活動報告等

(1) 受託者として本業務を管理する業務責任者を1名配置すること。

(2) 契約締結後速やかに、業務実施内容等の詳細を明らかにした「業務活動計画書」を作成し県の承認を得ること。

(3) 本業務の進捗状況について、定期的にオンライン協議等の場を設け、報告を行い、円滑に業務を遂行すること。また、議事録の作成や課題の管理は受託者が行うこと。なお、会議内容が業務従事者以外に知られることがないよう対策を講ずること。

- (4) 令和7年10月頃を目安に、受託者は業務成果や改善策の素案を含めた中間報告を行うこと。なお、報告資料については、県と協議の上、提出すること。
- (5) 業務完了後速やかに、業務実施結果及び成果等を取りまとめた「業務活動報告書」を作成し提出すること。
- (6) チャットツールやナレッジベースの運用にあたっては、次年度への円滑なデータ移行を前提とすること。
- (7) その他委託業務の実施にあたり、県が必要と認める資料がある場合は、県と協議の上、提出すること。

6. 留意事項

- (1) 本業務の再委託は、原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県が承諾した場合はこの限りでない。
- (2) 本業務で知り得た県、市町村及び事業者等の業務上の秘密は保持しなければならない。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に際して、和歌山県個人情報保護条例（平成14年12月24日条例第66号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (5) 本業務に係るコンサルティング・調査・報告・交通費等の一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。
- (6) 本業務の性質上、県は可能な限り、オンライン等で受託者が円滑に業務執行を行うことができる環境の構築に努めるものとする。ただし、受託者が使用するオンライン会議の実施に必要な設備及び機器（パソコン、カメラ、マイク等）については、受託者の費用と責任において用意するものとする。
- (7) 契約や支払いに関する書類など、本事業の関係資料を本事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。